

一般競争入札の実施（公告）

基準寝具賃貸借契約（単価契約）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

長崎県立こども医療福祉センター所長 小柳 憲司

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約事項

基準寝具賃貸借契約（単価契約）

(2) 借上物品及び数量

仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県立こども医療福祉センター（諫早市永昌東町24番3号）

(5) 入札の方法

入札書に記載する金額は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）を記載すること。なお、当該消費税相当額は当該代金の請求のときに加算すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てることする。）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 基準寝具賃貸借契約（単価契約）に関する令和8年2月13日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から8の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒854-0071 諫早市永昌東町24番3号

（名称）長崎県立こども医療福祉センター 総務課 総務係

（電話）0957-22-1300

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和8年2月27日までの間（県の休日を除く。）

（場所）3の部局等とする。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

8 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県立こども医療福祉センター 2階 大会議室

(期日) 令和8年3月12日(木) 11時00分開始

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(見積もった契約希望単価に年間予定数量を乗じて得た金額(金額に少数以下がある場合は、当該少数は切捨てる。)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に少数以下がある場合は、当該少数は切捨てる。以下同じ。))の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額(契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額(金額に少数以下がある場合は、当該少数は切捨てる。)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に少数以下がある場合は、当該少数は切捨てる。以下同じ。))の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなつた場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなつた場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。